第3回
災害用物資・機材等の備蓄の在り方検討会議

日時：令和８年１０月２２日（木）

１４時００分～

場所：県庁６階　災害対策本部室

１　検討会議の取組状況について

１　検討会議の取組状況について

①　第１回災害用物資・機材等の在り方検討会議

令和７年１１月２１日（金）１３時１５分～

災害用物資・機材等の備蓄の在り方検討の趣旨、県の備蓄状況等について

検討項目を下記のとおりとすることを了解いただいた

⑴県全体で保管すべき備蓄について

⑵県と市町村の役割分担について

⑶県としての備蓄の目安について

⑷流通備蓄について

⑸県備蓄物資の保管場所・保管方法について

⑹輸送手段について

② 第2回災害用物資・機材等の在り方検討会議
令和8年2月19日（木）10時00分～
検討項目6項目のうち、以下2項目について御意見をいただいた
⑷流通備蓄について
⑸県備蓄物資の保管場所・保管方法について

③ 第3回災害用物資・機材等の在り方検討会議
令和8年10月22日（木）14：00～
以下4項目について、今回、御意見をいただく
⑴県全体で保管すべき備蓄について
⑵県と市町村の役割分担について
⑶県としての備蓄の目安について
⑹輸送手段について

２　これまでの主な御意見等について

【検討項目①　県全体で保管すべき備蓄について】

第１回

○　基本８品目については、県においても確保すべきではないか

【検討項目②　県と市町村の役割分担について】

第1回

○　本土と離島といったエリアごとに、県と市町村が持つべき割合を検討

○　食料や資機材などの品目ごとの割合を検討

○　能登半島地震の際は、1.5次避難や2次避難者への支援は、県が主体となっていたことから、そのような役割が期待される

○　県民一体的には、自助の部分も検討が必要

【検討項目③　県としての備蓄の目安について】

第1回

○　避難者数には、指定避難所にいる方、在宅避難者、車中泊なども含めるのか検討する必要がある

○　備蓄をしようとする物品の前提となる避難自体をどれくらいのスパンで考えるのか

【検討項目④　流通備蓄について】

第1回

○　流通備蓄の協定締結先を増やしていくことも考えられるのか

○　ランニングストック型の流通備蓄の可能性がないか

第2回

○　県と市町村で備蓄目標に向けて備蓄を確保し、市町村が不足する場合は県の備蓄で対応し、それでも不足する場合に流通備蓄などを活用する考え方がある

第２回

○　ランニングストック型の流通備蓄は全ての品目に適切とは限らないため、国が今後示す品目を見て可能なものを検討すべきではないか

○　重機のレンタルだけでなく、扱える人もセットで対応できる協定を増やしてはどうか

【検討項目⑤　県備蓄物資の保管場所・保管方法について】

第１回

○　備蓄品の保管場所に偏りがある
（本土においては防災研修センターに集中している）

○　三島村や十島村など少し配慮する必要がある

○　孤立の場合、市町村が分散備蓄しても届かない地域があることもあり、住民の備えも必要

○　県有施設（県立高校など）も保管場所となりえるのではないか

第１回

○　どのような施設に、どのような保管方法とするのか
　　また、場所の検討は、例えば「薩摩半島、大隅半島」や「本土、離島」など分けて議論してはどうか

第２回

○　保管場所については、場所の安全性やハザード特性、交通アクセスなどを考慮する必要があるのではないか

○　離島の保管場所については、民間施設の活用も検討してはどうか

第２回

○　三島村、十島村はフェリー輸送が基本のため運行間隔を考えると総人口の３日分は備蓄が必要でないか

　各村の事情もあると思うので、鹿児島市の役場庁舎や、フェリー乗り場に分散備蓄できないかなど各役場と協議を行ってはどうか

○　南薩地域は県の備蓄保管場所がないことから地域振興局管内に１か所は設置する必要があるのではないか

○　保管期限のない物資については、耐用年数等を見ながら、イベントや訓練での活用、市町村への提供などにより早めのローリングが大事

○　保管期限の管理が難しいのでQRコードなどデジタルデータで管理する仕組みを導入してはどうか

【検討項目⑥　輸送手段について】

第1回

○　県の物資拠点から市町村の物資拠点への輸送のその先も含めて検討が必要

【その他について】

第1回

- ○　物資保管も含めた全体マネジメントが行える人材育成も重要
- ○　国のガイドラインの動向については、分かり次第情報共有する
- ○　フードロス削減に向けたフードバンクや地域との連携
- ○　プッシュ型支援物資の保管場所、保管の仕方の工夫

３　協議事項Ⅰ

①県全体で保管すべき備蓄について
②県と市町村の役割分担について
③県としての備蓄の目安について

【参考】備蓄に係る各主体の役割等（法令・計画）

<table>
<tr><th></th><th>国民・県民</th><th>市町村</th><th>県</th></tr>
<tr><td>災害対策基本法</td><td>〇地方公共団体の住民は，食品，飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずる</td><td colspan="2">〇法令又は防災計画の定めるところにより，その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し（中略）なければならない。
〇災害が発生したときは，法令又は防災計画の定めるところにより，遅滞なく，避難所を供与し，避難者の数，避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに，当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保，当該避難所における食糧，衣料，医薬品その他の生活関連物資の配布，保健医療サービス及び福祉サービスの提供，情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</td></tr>
<tr><td>県防災対策基本条例</td><td>〇県民は，災害の発生に備えて，必要な物資を備蓄するとともに，防災に関する情報を収集する手段を確保するよう努めるものとする。</td><td>〇県は，市町村に対し，この条例に規定する災害予防対策に係る市町村の施策，災害応急対策に係る市町村の施策，災害復旧・復興対策に係る市町村の施策及び防災対策の計画的な推進等に係る市町村の施策を当該市町村の地域防災計画に定め，及び行うよう求めるものとする。
〇「災害予防対策に係る市町村の施策」とは，災害応急対策又は災害復旧に必要な物資を備蓄するとともに，確保することなどをいう。</td><td>〇災害応急対策又は災害復旧に必要な物資を備蓄するとともに，市町村，他の都道府県，防災関係機関又は事業者と連携して，当該物資を確保する。</td></tr>
<tr><td>防災基本計画
(R7.7)</td><td>〇自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は、その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平時から災害に対する備えを心掛けるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</td><td>〇避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，（中略）避難生活に必要な物資を備蓄するものとし，これらの物資の備蓄状況については，年に1回，広く住民に公表するものとする。この際，避難生活に必要な物資の備蓄については，想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と，それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し，推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また，備蓄品の調達に当たっては，要配慮者，女性，こどもにも配慮するものとする。</td><td>〇避難生活に必要な物資について，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って，市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間，推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や，市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし，その備蓄状況については，年に1回，広く住民に公表するものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県地域防災計画
(R7.1)</td><td rowspan="2">〇県民は，自らが防災対策の主体であることを認識し，日頃から食品，飲料水等の備蓄など，自主的に風水害等に備えるとともに，防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。</td><td>〇市町村は，指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し，（中略）避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資，家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに，避難所設置期間が長期化する場合に備えて，これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また，備蓄品の調達にあたっては，要配慮者，女性，子供にも配慮する。
〇市町村は，災害発生直後の食料，飲料水等については，住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに，高齢者，乳幼児，傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう，毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">〇大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他の物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。
　また，平時から訓練等を通じて，物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに，災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先，要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</td></tr>
</table>

国の取組

○　国においては、市町村が備蓄すべき品目を示した上で、特に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目）について、最低必要量の算出式を示している。

＜現行：令和７年７月１日付け災害対策基本法等の一部を改正する法律に係る通知（抜粋）＞

市町村長が備蓄すべき品目と必要な備蓄量

市町村長は、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレや簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資器材、安眠確保のための段ボールベッドやエアベッドなどの簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳幼児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液などの感染症対策に必要な物資などの避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。

（※下線部は基本８品目）

＜現行：国通知における最低必要量の算出式（例）＞

食料
（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者※1
（算出式）避難所避難者数×１人１日あたり必要量3食×３日間
※避難所外避難者については地域の実情に応じて考慮　※1避難所以外の場所に避難したが、物資の提供が必要な者の合計

毛布
（前提とする被害量）避難所避難者
（算出式）避難所避難者数×１人当たり必要数2枚

乳幼児用粉ミルク又は液体ミルク
（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者※
（算出式）避難所避難者数×０歳人口比率※2 ×１人１日当たり必要量※2
（粉ミルク１４０グラム、液体ミルク１リットル）×３日間
※避難所外避難者については地域の実情に応じて考慮　※2国勢調査（総務省統計局）を参照

乳児・小児用おむつ
（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者※
（算出式）避難所避難者数×０～２歳人口比率※3 ×１人１日当たり 必要量8枚×３日間
※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮　※3 国勢調査（総務省統計局）を参照

大人用おむつ

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者※

（算出式）避難所避難者×必要者割合０．００５※4　×１人１日当たり必要量８枚×３日間

※避難所外避難者については地域の実情に応じて考慮

※4避難所のうち要介護の高齢者の割合を想定したもの（阪神・淡路大震災時の避難所調査において、一時的における避難者数に占める要介護の高齢者避難者数の割合が約０．００５だったことに基づく）

携帯トイレ・簡易トイレ

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者※・上水道支障率

（算出式）避難所避難者数×上水道支障率※5　×１人×１日当たり使用回数5回×３日間

※避難所外避難者については地域の実情に応じて考慮　※5自治体ごとの断水人口の想定割合

トイレットペーパー

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者※

（算出式）避難所避難者数×１人１日当たり必要量０．１８巻※6　×３日間

※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮

※6経済産業省生産動態統計による販売量及び総務省人口統計による試算

生理用品

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者※

（算出式）避難所避難者数×１２～５１歳女性人口比率※7 ×１人７日間当たり

必要量３０枚×１／７※8　×１／４※9　×３日間

※避難所外避難者については地域の実情に応じて考慮　※7国勢調査（総務省統計局）を参照

※8生理期間における１日当たりの必要量を求めたもの　※9生理期間を4週に1回と想定したもの

○　国は、発災後３日までは自治体等備蓄によって対応することとし、その間に、国において、４～７日目に必要となる物資をプッシュ型支援として緊急的に調達し輸送することを想定、としている。

○　備蓄目標の考え方に関して、災害備蓄が必要な品目や数量を整理した自治体向けのガイドラインを策定することとし、令和８年度中を目途に取りまとめる方針。

県の取組

○　災害時における備蓄物資は市町村が確保し、県においては、大規模災害時に市町村の備蓄が不足する場合に備えて備蓄している。

○　県、県市長会、県町村会において、災害時相互応援協定を締結し、物資が不足する場合、市町村間等で協力し合う体制を整えている。

○　それでもなお備蓄物資が不足する場合に備えて、県では、小売事業者等15者と協定を締結しており、迅速に物資の優先確保が図られる体制を整備している。

○　基本8品目に加え、避難生活の良好な生活環境の確保に繋がると考えられる段ボールベッド・パーティション、保存水などを備蓄。

○　これまで、令和元年6月の大雨時に県内の避難者が約8千人であったことを踏まえ、概ねその1割を基本として備蓄物資を確保。

市町村の取組

○　各市町村において必要な備蓄が行われているが、基本８品目全てを備蓄している市町村は、３市にとどまる。

○　基本８品目以外の備蓄物資について、大半の市町村が飲料水や段ボールベッドなどを備蓄しており、中にはスポットクーラーや石油ストーブ、マンホールトイレなどを備蓄している市町村もある。

（基本８品目）
保存食、毛布、液体ミルク、小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ、トイレットペーパー、生理用品

○　各市町村における備蓄量の算定に当たっては、最大避難者数について、半数以上が平成２６年の県地震等災害被害予測調査結果を使用しているが、備蓄の目安量は自治体毎に異なる状況。

（参考）県における基本8品目の備蓄状況（R8.8.31現在）

①保存食	24,000食（39市町村：約347,000食）
②毛布	1,539枚（39市町村：約56,000枚）
③液体ミルク	552缶（13市町村：約3,600缶）
④小児用おむつ	312枚（17市町村：約74,000枚）
⑤大人用おむつ	1,490枚（18市町村：約40,000枚）
⑥携帯トイレ	7,770枚（15市町村：約227,000個）
⑦トイレットペーパー	432巻（12市町村：約7,900巻）
⑧生理用品	6,570枚（23市町村：約100,000枚）

（参考）県における基本8品目以外の備蓄状況（R8.7.1現在）

① テント	78式
②マスク	79,848枚
③段ボールベッド	800個（41市町村：約6,200個）
④段ボールパーティション	800個（36市町村：約7,100個）
⑤段ボール仮設ハウス	30セット
⑥消毒液	698リットル
⑦保存水	21,320本（37市町村：約319,000リットル） （10,660リットル）
⑧防寒シート	7,851枚
⑨ブルーシート	97枚
⑩バスタオル	770枚
⑪タオル	13,649枚
⑫簡易トイレ	34式（31市町村：約2,800式）

（参考）その他の備蓄品目例

○　国は、市町村における備蓄が望ましい品目として、基本８品目以外に、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、段ボールベッド、パーティション、入浴設備などを示している。

○　他県においては、県内自治体に備蓄のない品目として、電気ストーブ、ジェットヒーター、即席麺等の備蓄事例がある。

（参考）県備蓄物資の保管場所

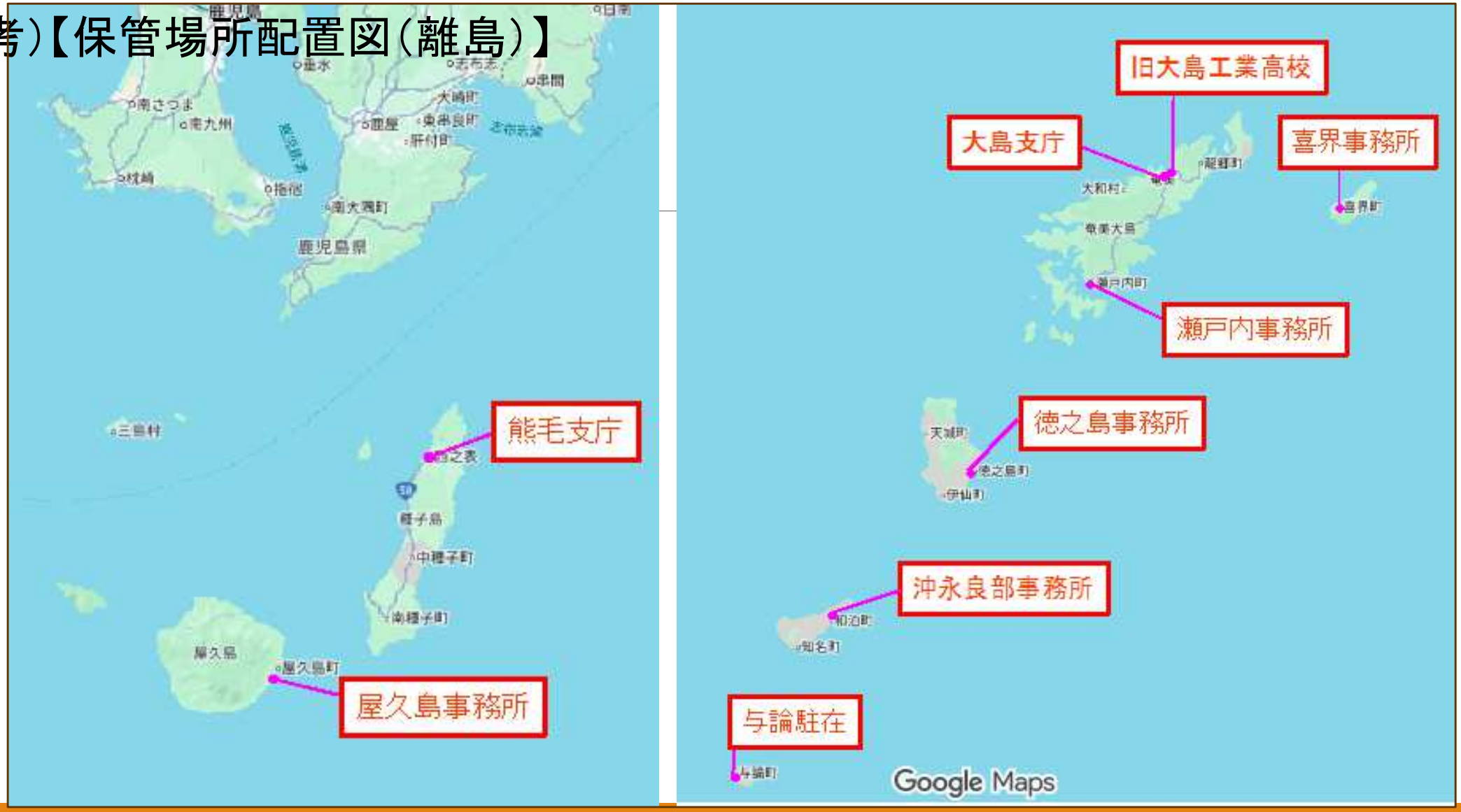
① 本土（5か所）
本庁、防災研修センター、北ふ頭フェリーターミナル、
北薩地域振興局さつま庁舎、大隅地域振興局曽於庁舎

② 離島（9か所）
熊毛支庁、屋久島事務所、大島支庁、旧大島工業高校、
瀬戸内事務所、喜界事務所、徳之島事務所、沖永良部事務所、
与論駐在

（参考）【保管場所配置図（本土）



（参考）【保管場所配置図（離島）】



（参考）保管場所ごとの備蓄の状況

			保存食	保存水	液体ミルク	ブルーシート	防寒シート	毛布	バスタオル	タオル	大人用おむつ	子供用おむつ	携帯トイレ	簡易トイレ	トイレットペーパー	生理用品	テント	マスク	段ボールベッド	段ボールパーテーション	段ボール仮設ハウス	消毒液
単位			個	本	缶	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	個	式	巻	枚	式	枚	個	個	セット	L
本土	危機管理課																					156
本土	防災研修センター		20,050	19,112	552	97	6,000	1,539	770	11,800	1,490	312	5,920	34	432	6,570		52,000	120	120	12	158
本土	北埠頭フェリーターミナル																78		205	205		
本土	北薩地域振興局さつま庁舎																	11,000			4	79
本土	大隅地域振興局岩川庁舎																	10,000			6	79
離島	種子島	熊毛支庁	650	408			350			350			350					350			2	
離島	屋久島	屋久島事務所	300	168			200			200			200					200			2	10
離島	奄美大島	大島支庁	1,050	648			491			491			491					491	2	2	2	10
離島	奄美大島	旧大島工業高校																5,000	473	473		158
離島	奄美大島	瀬戸内事務所	400	96			142			140			142					142				10
離島	喜界島	喜界事務所	250	168			100			100			100					100				10
離島	徳之島	徳之島事務所	550	336			270			270			269					267			2	10
離島	沖永良部島	沖永良部事務所	500	240			198			198			198					198				10
離島	与論島	与論駐在	250	144			100			100			100					100				8
合計			24,000	21,320	552	97	7,851	1,539	770	13,649	1,490	312	7,770	34	432	6,570	78	79,848	800	800	30	698

（参考）九州各県の備蓄目標

都道府県名	県及び市町村の備蓄の考え方	県備蓄目標	
		県の割合	備蓄総量を３日分とした場合の割合
福岡県	災害からの3日間のうち 市町村：1日＋流通備蓄１日 県：１／３日＋流通備蓄１日	１日分の１／３	11.11%
佐賀県	市町村：１日分 県：各物資の性質又は入手困難性等を考慮しながら個別に検討	―	―
長崎県	市町は：人口×５％（被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者の割合）×３日分 県：市町の備蓄又は調達する物資の補完分として全市町備蓄目標数量の10％分を目標に備蓄（流通備蓄を含む）	３日分の１／10	10.00%
熊本県	1日分を住民，市町村，県で３分の１ずつ ２日目以降は流通備蓄で対応	１日分の１／３	11.11%
大分県	住民個人が備蓄可能なもの（保存食等） 自助共助1/3,流通備蓄1/3,現物1/3（県1/2,市町村1/2 その他住民個人での備蓄が難しい資材（毛布や携帯トイレ等） 流通備蓄1/2,現物1/2（県1/2,市町村1/2）	（保存食等） １日分の１／２ （毛布、携帯トイレ等） ３日分の１／４	16.66% 25.00%
宮崎県	住民・市町村・県で3分の1ずつ確保（現物及び流通）	１日分（流通備蓄含む） ※品目ごとに流通備蓄の確保可能数を算定し、個別に検討	33.33% （流通備蓄含む）

検討の視点について

【検討の視点①】
備蓄を行うべき品目・量（日数）について

【検討の視点②】
備蓄量の基礎となる最大想定避難者について

【検討の視点③】
県として備蓄を行うべき割合（量）について

【検討の視点④】
本土・離島など、地域毎の備蓄量の考え方について

【検討の視点⑤】
市町村における備蓄の考え方について

４　協議事項Ⅱ

⑥輸送手段について

県の考え方

○　県は、市町村に県備蓄物資を供給する場合、民間事業者との協定に基づき、県備蓄保管場所から、市町村物資拠点や避難所へ輸送。
市町村は供給された物資を避難所等に輸送し、被災者へ給与。

（参考）
災害時における物資等の輸送に関する協定
県トラック協会、県旅客船協会、ドローンネットワーク推進協議会　等
支援物資の保管・荷役等に関する協定
県倉庫協会

県受援計画では、

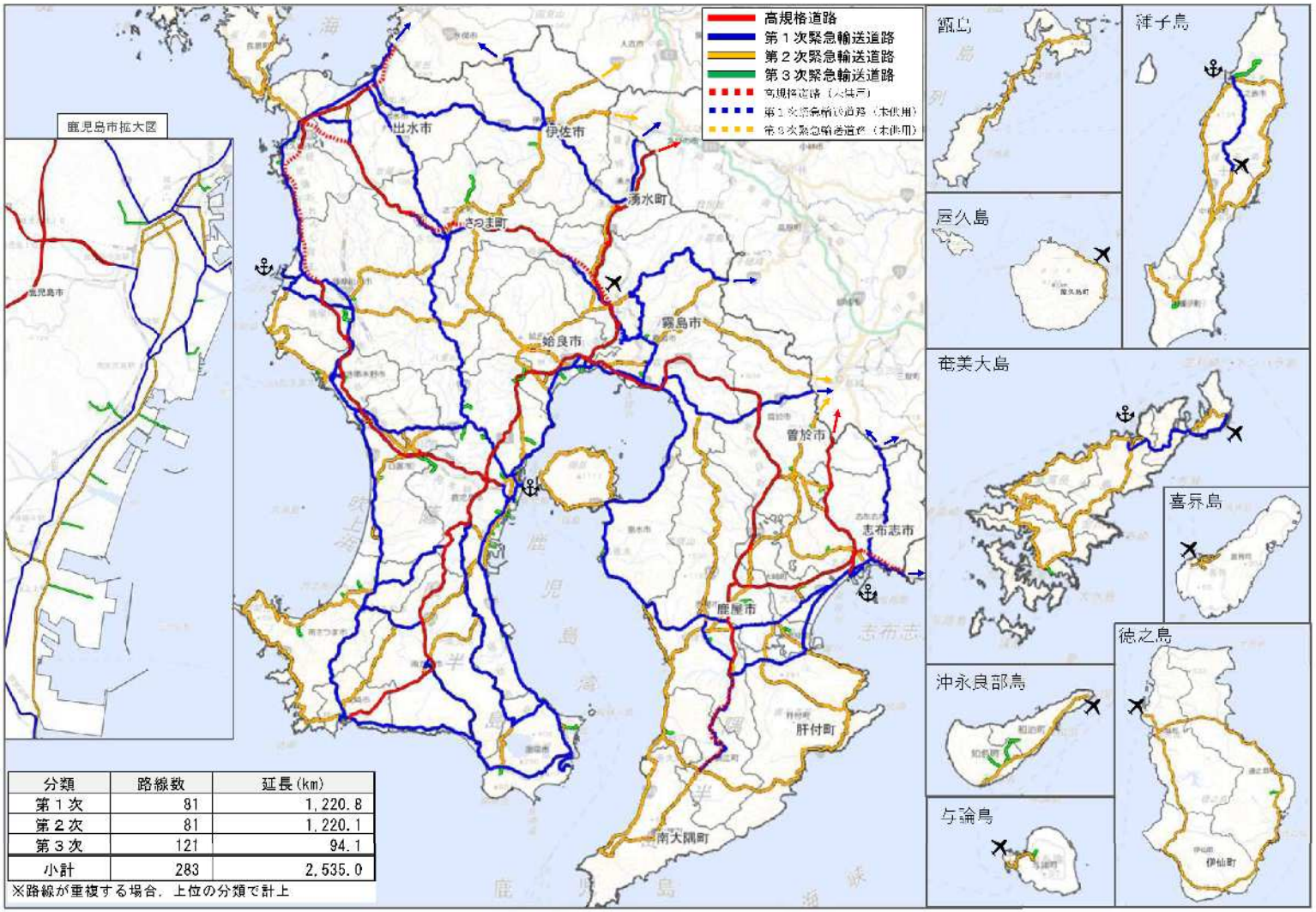
○　物資の輸送は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路により行う。

　輸送先や道路の被害状況を勘案し、陸送での輸送が困難な場合は、必要に応じて海路等による輸送を行う。

○　物資の陸上輸送又は海上輸送については、県トラック協会及び県旅客船協会等との協定に基づき、輸送を要請する。

　必要に応じて輸送に係る自衛隊の災害派遣要請、海上保安庁への支援要請、指定公共機関及び指定地方公共機関への輸送要請を行う。

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画図（令和８年３月時点）



分類	路線数	延長(km)
第１次	81	1,220.8
第２次	81	1,220.1
第３次	121	94.1
小計	283	2,535.0

※路線が重複する場合，上位の分類で計上

○　集落が孤立化した場合は、県は「孤立化集落対策マニュアル」に沿って、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請により、当該集落への物資の輸送等を行う。

○　令和8年熊本地震では、国のプッシュ型支援等により集積拠点に届いた支援物資を、避難所等へ速やかに配送できないなどの事態も生じたところであり、輸送等の実効性について、関係事業者と役割分担を含め、確認する必要がある。

検討の視点について

【検討の視点⑥】
物資の輸送に関して留意すべき事項について

５　今年度の取組について

【備蓄物資の充実】

○　国の示す被災者の命と生活環境に不可欠な物資とされる基本８品目のうち、県で備蓄をしていない品目（乳児・小児用おむつ、トイレットペーパー）について今年８月に購入済み

・小児用おむつ・・３１２枚
・トイレットペーパー・・４３２巻

【県備蓄物資の保管場所の検討】

○　県離島事務所等がなく、県備蓄物資の保管場所がない、三島村及び十島村と保管場所について協議を実施

【三島村】

　各島に村設置の備蓄倉庫があり、それぞれスペースに余裕があるため保管場所として利用することは可能

【十島村】

　保管場所として利用するとすれば村の出張所となるが、スペースに余裕がない

⇒　受け入れ余地がないか改めて検討を依頼

６　今後の予定について

スケジュール案（検討会議の開催時期）

- 令和８年度に３回程度開催予定
- 次回は１月上旬の開催を予定
- 検討会議の意見を踏まえて、災害用物資・機材等の備蓄の在り方（仮称）を策定予定